

我が国の差止命令規定

証券取引法

第百九十二条 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 2 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができる。
- 3 前二項の事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。
- 4 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件手続法の定めるところによる。

主要国における証券取引規制違反行為に対する差止命令制度の概要

国名	アメリカ	イギリス	フランス
導入年	1933年	2001年	1990年
執行機関	証券取引委員会（SEC）	金融サービス機構（FSA）	証券取引委員会（COB）
対象行為	連邦証券規制違反全般	法令違反及び市場不正行為（インサイダー取引・相場操縦）	COB規則違反行為（行政手続き） 法令違反行為（裁判所に請求）

（注）ドイツについては、証券取引法上、差止命令に係る規定はない。

差止命令(アメリカ)

- 現在の違反又は将来の違反の差止め。
- SECが裁判所に請求。
- 現在違反行為が行われていること、又は、将来に違反行為が行われる蓋然性が高いことが要件。
- 1933年に導入。
- 現在の違反を差し止める緊急性が特に高い場合、SECは一方的緊急差止命令(10日間以内)を請求。

付隨的救済命令(アメリカ)

- SECは、差止命令にあわせて付隨的救済命令(ancillary relief)を裁判所に申し立てることができる。
- 主な付隨的救済命令の内容
 - ① 過去の違反の矯正:不当利得の吐出し
 - ② 被害者救済のために違反者の財政状態を維持:資産凍結命令
 - ③ 違反前の状態への被害者の回復:契約取消
 - ④ 将来の違反の防止:独立取締役の指名

排除措置命令(アメリカ)

- SECは、行政手続きにより排除措置命令(cease and desist order)を発することができる。
- 現在又は将来の違反の差止めや法令遵守のための措置などを内容とする。
- 全ての者に命令可能。
- 違反の原因となった過失の存在が証明されれば要件充足。
- 一定の規制業者に対しては、資産凍結・不当利得の吐出しを命ずることができる。
- 規制業者に対しては暫定的命令が可能。
- 1990年に導入。

差止命令制度(イギリス)

- 法令違反又は市場不正行為の差止め。
- FSA又は国務大臣が裁判所に申請(市場不正行為についてはFSAのみ)。
- 全ての者が対象。
- 要件
 - ① 法令違反又は市場不正行為が行われる合理的可能性
 - ② 法令違反又は市場不正行為が既に行われ、継続・反復される合理的可能性
- 同時に、資産凍結命令を発することも可能。
- 2001年に導入。

原状回復命令制度(イギリス)

- FSA又は国務大臣が裁判所に申立て。
- 市場不正行為又は認可業者による法令違反行為については、FSAによる行政手続きも可。
- 違法行為により利益を得た者に対して、正当と判断される金額を支払うよう命令。
- 民事手続きの場合はFSAによって被害者に分配、行政手続きの場合は違反者から被害者に直接支払われる。

差止命令制度(フランス)

- COBは、行政手続きによりCOB規則違反行為を差し止めるよう命令できる。
- あらゆる者が対象。
- 法令違反行為については、COBは裁判所に差止命令を求めることができる。
- COBの求めに応じ、裁判所は資産保全措置や金銭の供託を命じることができる。
- 1990年に導入。